

●旅行条件のご案内(要約)● お申し込み前に必ずお読みください

1. 募集型企画旅行契約

この旅行は株式会社新日本観光センター（以下「当社」といいます）が企画・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約（以下「旅行契約」）を締結することになります。また、旅行条件は下記によるほか、出発前にお渡しする最終日程表と称する確定書面及び当社旅行業約款募集型旅行契約の部によります。

2. 旅行内容の変更

当社は、旅行契約締結後であっても、天災地変、戦乱、暴動、運送・宿泊機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、当初の運行計画によらない運送サービスの提供その他当社の関与し得ない事由が生じた場合において、旅行の安全かつ円滑な実施を図るために止むを得ないときは、お客様に予め速やかに当該事由が当社の関与し得ないものである理由及び当該事由との因果関係を説明して旅行日程、旅行サービスの内容を変更することがあります。ただし緊急の場合においてやむを得ないときは変更後に説明いたします

3. 旅行代金の変更

前項により旅行内容が変更され、旅行実施に要する費用（当該契約内容の変更のためにその提供を受けられなかった旅行サービスに対して取消料、違約料その他既に支払い、又はこれから支払わなければならない費用を含みます）が増加したときは、サービスの提供が行われているにもかかわらず運送・宿泊機関等の座席・部屋その他の諸設備の不足が発生したことによる変更の場合を除き、当社はその変更差額だけ旅行代金を変更します

4. お客様による旅行契約のキャンセル

旅行契約成立後、お客様の都合で契約をキャンセルされる場合は以下の金額を取消料として申し受けます

解除日	7/10迄のキャンセル	無 料
	7/11～7/24のキャンセル	旅行代金の20%
	7/25～7/29のキャンセル	旅行代金の30%
7/30のキャンセル		旅行代金の40%
7/31出発時刻までのキャンセル		旅行代金の50%
旅行開始後の解除又は無連絡不参加		旅行代金の100%
※お客様のご都合による出発日の変更、運送、宿泊機関等行程中の一部の変更についても全体に対するお取消とみなし、取消料の対象となります ※お客様の任意で旅行サービスの一部を受領しなかった場合はお客様の権利放棄となり一切の払戻は致しません。		

5. 当社による旅行契約の解除および催行中止

- (1) お客様が当社所定の期日までに旅行代金を支払われないときは、当社は旅行契約を解除することがあります。このときは取消料に相当する違約料をお支払いいただきます
- (2) 以下の場合、当社は旅行契約を解除することがあります。
 - ①当社があらかじめ明示した参加旅行者の条件を、お客様が満たしていないことが判明したとき。
 - ②お客様が病気その他の事由により、当該旅行に耐えられないと認められるとき。
 - ③天災地変、暴動、運送・宿泊機関等のサービス提供の中止、官公署の命令その他当社に関与し得ない事由が生じた場合において、契約書面に記載した旅行日程に従った旅行の安全かつ円滑な実施が不可能となったとき、またはそのおそれが極めて大きいとき。
 - ④旅行者の数が書面に記載した最小催行人数に達しない場合この場合旅行開始日の14日前迄にお客様に通知します。

6. 旅行代金に含まれるもの

- ・旅行日程に明示した運送機関の運賃・料金
 - ・旅行日程に明示した食事代
 - ・旅行日程に明示した観光地の入場料等観光料金
 - ・特別補償料
 - ・添乗員同行費用
- ※その他電話代等個人的性格の諸費用は旅行代金に含みません

7. 当社の責任及び免責事項

当社は、当社の故意・過失によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償する責を負います。

8. 特別補償

当社は、当社または当社が手配を代行させた者の故意または過失の有無にかかわらず、募集型企画旅行約款別紙特別補償規程に基づき、お客様が募集型企画旅行参加中に急激かつ偶然な外来の事故により、その身体、生命または手荷物上に被った一定の損害については以下の金額の範囲内において補償金または見舞金を支払います

- ・傷害死亡：1,500万円、後遺障害1,500万円～45万円
- ・入院見舞金
入院日数7日未満の傷害を被った場合：2万円
入院日数7日以上90日未満の傷害を被った場合：5万円
入院日数90日以上180日未満の傷害を被った場合：10万円
入院日数180日以上1000日未満の傷害を被った場合：20万円
- ・通院見舞金
通院日数3日以上7日未満の傷害を被った場合：1万円
通院日数7日以上90日未満の傷害を被った場合：2万5千円
通院日数90日以上1000日未満の傷害を被った場合：5万円
- ・携行品損害補償金：147,000円（合計額）
補償の対象となるのは旅行者が所有し、携行する身の回り品です。補償対象品1個、1組または1対あたりの限度額は10万円となります（自己負担額1事故につき3,000円）

9. 募集人数：40名様

10. 最少催行人員：30名様

11. 旅行条件・旅行代金の基準

この旅行条件および代金は2025年6月現在を基準としています

12. 個人情報の取扱いについて

イベント企画のミネル株式会社および当社は、旅行申込の際に提出された申込書等に記載された個人情報について、お客様との間の連絡の為に利用させていただくほか、当該旅行において運送・宿泊機関等の提供するサービスの手配およびそれらのサービスの受領のために必要な手続きの範囲内でのみ利用させていただきます。

★イベント企画★

ミネル株式会社 鳥取市幸町142-2

電話：(0857) 22-9004

★旅行企画・実施

観光庁長官登録旅行業1423号

株式会社 新日本観光センター

鳥取県鳥取市二階町3丁目206-3

電話(0857) 24-4175

旅行業務取扱管理者：高橋 真也／担当者：堀 隆広